



最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

証券取引等監視委員会事務局証券検査課

1. 証券会社

① 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為

【事実関係等】

- 当社商品部のディーラー1名は、その業務に関し、少なくとも平成23年4月1日から同30日までの間、多数の上場銘柄の株式に係る自己売買取引において、当該取引を有利に導くために、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、相場を変動させる目的をもって買付け又は買付けの申込みを行っていた。

【留意点】

- 本件行為は、いわゆる「見せ玉」を用いた取引であり、取引の公正を害し、金融商品取引業の信用を失墜させる重大な違反行為である。
- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令や業務上の諸規則を厳格に遵守することに加え、公益及び投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められている。
- また、健全かつ適切な業務運営を確保するため、実効性のある内部管理態勢の構築が必要である。
- なお、一般的に、特定の者の取引において、
 - ① 約定可能性の高い最良気配値での注文であっても、その前後に行われた取引全体として見た場合に、「見せ玉」を用いた取引に該当する場合があること、
 - ② 取引全体として見た場合、偶然、「見せ玉」を用いた取引のように見える取引となったとしても、こうした取引を反復継続して行っているなどの場合には、「見せ玉」を用いた取引に該当する場合があること、に留意する必要がある。

② 顧客分別金信託を不正に流用している状況等

【事実関係等】

- 当社は、平成23年1月以降、顧客からの預り金を不正に少なく記録することなどにより、当社が金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭（以下「信託必要額」という。）を過少に計上し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を当社の運転資金に流用した。

その結果、当社の顧客分別金信託の信託財産は、検査基準日（平成24年2月21日）現在、信託必要額に大幅に満たない金額となっている。

また、当社は、検査中に、上記の状況が露見したにもかかわらず、次の信託財産の差替計算基準日（平成24年3月6日）においても、なお大幅な信託不足の状況を解消できていない。

更に、当社は、検査の過程で資金調達の必要性を認識したにもかかわらず、平成24年3月6日時点で資金繰りの目途が立たないことから、直ちにその不足額を埋め合わせすることができないとしている。

【留意点】

- 当社における左記の状況は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第43条の2第2項に規定する顧客資産の分別管理義務に違反するものと認められる。
- また、当社は、資金繰りの目途がつかず、信託不足額を埋め合わせることができない状況にあることから、当社の状況は、金商法第52条第1項第7号に規定する「業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき」に該当するものと認められる。
- 本件のように証券会社の財務状況の悪化を背景とした分別管理義務違反は、特に投資者保護の観点から、証券会社としてあってはならないことである。
- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営及び財務の健全性確保に努めることが求められている。

③ 投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況

【事実関係等】

- 当社においては、顧客に対する投資信託の乗換勧誘に際し、営業員が、解約する投資信託の概算損益や取得する投資信託の手数料等が誤記載又は不記載となっている確認書に基づき、事実と異なる説明を行っている状況や説明を行っていない状況が認められた。
- 上記状況は、平成21年4月から同23年8月までの間の乗換勧誘234件のうち184件認められ、そのうち、概算損益の不説明等は、181件であり、金額の相違が多額に及んでいる事例や損益が逆転している事例なども多数認められた。
- 当社においては、投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に対する検証態勢として、部店長、部店内部管理責任者及びコンプライアンス部が、事前に確認書の内容を審査し、問題がないと認めたものについて承認を与えることとしているが、部店長等は、記載内容に誤りはないとの前提に立ち、何ら検証を行っていなかった。また、証券営業本部は、乗換勧誘時において説明すべき重要事項について、その重要性と説明方法等について、営業員に対し研修等を通じ十分な指導を行っていなかった。

【留意点】

- 投資信託の乗換えに関し、解約する投資信託等の状況（概算損益等）や乗換えに係る費用（解約手数料、取得手数料等）は説明すべき重要事項に該当する。
- 特に解約する投資信託の概算損益は、顧客の投資判断における重要な指標であるが、当社においては、損益を逆転して説明している事例が多数認められるなど、投資者保護上重大な問題があると認められる。
- また、当社における上記のような状況は、確認書の作成や事前承認に係る体制を整備しながらも発生しているものであり、実際にはその体制が機能しておらず、当社の内部管理態勢には不備があると認められる。

④ 外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為

【事実関係等】

- 当社においては、遅くとも平成15年9月頃以降、当社が販売する外国投資信託受益証券について、当該外国投資信託の管理会社や当社を実質的に支配する投資運用業者から提供される基準価額等が実態とは異なり虚偽であること、又は虚偽である可能性が高いことを認識しながら、何ら有効な検証を行うことなくその販売を行い、また、顧客に対して虚偽の基準価額の提供及びこれに基づく運用収益等の報告を行っていた。
- 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資信託受益証券の販売行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為である。

【留意点】

- 本件行為は、当社を実質的に支配する投資運用業者による悪質な虚偽の基準価額の算出について、これを実行あるいは維持し、更には長期間に亘ってその発覚を免れるに当たって、極めて重要な役割を果たすこととなり、また、当社の顧客に重大な被害を被らせることとなっていることに鑑みれば、公益及び投資者保護上、極めて悪質な行為である。
- 金融商品取引業者は、その販売する金融商品について、顧客にとって判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任の履行が求められている。本件では、当社は、外国投資信託の管理会社等から提供される基準価額等が虚偽である可能性を認識しながら、何ら有効な検証を行うことなくその販売等を行っていたものであり、説明責任を果たしているとは認められないことから、極めて不適切である。
- 金融商品取引業者は、自ら法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要である。

2. 投資運用業者

- 投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況（投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等）

【事実関係等】

- 当社は、投資一任契約を締結している顧客に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託（以下「当該ファンド」という。）の買付けを指図しているが、顧客に対して当該ファンドの各サブファンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた。
虚偽の基準価額は、当社社長が自らの相場観に基づき決定した一定の数値をもって算出し、当該ファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役から当該ファンドの販売証券会社に対して伝えられていた。
当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成19年10月以降、66の顧客に対し、販売証券会社と一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていた。
- 当社は、金融商品取引法第42条の7第1項の規定に基づく運用報告書の記載事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していた。
- 当社は、第22期事業報告書（平成22年1月1日から同年12月31日の事業年度）において、平成22年12月31日現在の運用資産の総額について、当該ファンドの受託銀行の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基づかない虚偽の計数を記載し、かかる事業報告書を関東財務局長に提出していた。
- 当社は、顧客の財産の運用に当たって、著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装した虚偽の基準価額をもって当該ファンドを購入することを指図していた。
また、当社は、当該ファンドが出資している投資事業組合（当社社長が実質的に支配）に解約請求に係る外国投資信託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させていた。
このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行っていないと認められる。

【留意点】

- 投資一任業者は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金融商品取引法においても、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等が課せられている。
- 本件は、当社が運用している外国投資信託について、虚偽の基準価額を算出し、当該基準価額を用いて投資一任契約の締結の勧誘や運用報告書の作成等をしていたものであり、投資者保護上、極めて悪質な行為である。
- また、関東財務局長に虚偽の計数を記載した事業報告書を提出する行為は、監督当局による適切な監督事務の遂行を阻害する行為であり、極めて悪質である。

3. 第二種金融商品取引業者

- 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況（極めて不適切な行為に関与している状況等）

【事実関係等】

- 当社は、当社元社長の知人から紹介されたA氏の依頼により、平成23年2月1日以降、A氏が連れてきた販売グループに対し、当社事務室及び事務備品の使用を許諾した。

当社は、当社に寄せられた苦情内容を確認するなどにより、遅くとも、平成23年4月以降、A氏及び販売グループによって当社株式の売付けに関して何らかの極めて不適切な行為が行われていることを十分認識しながら、当社株式の売付けに係る代金として当社株式を購入した個人投資家より振り込まれる現金の入金確認業務、株主名簿書換え業務、出金及びA氏への受渡し業務、電話対応・苦情対応業務、返金処理業務等の業務を行い、当社事務室で行われていた極めて不適切な行為に関与していた。

- 当社においては、平成23年8月に当社元社長の辞任以降、全ての役員が出社しておらず、当社の業務運営に一切関与していない状況にあり、また、当社使用人も1名のみであり、金融商品取引業を営む会社としての業務執行体制が構築されていない状況にあった。

- 当社は、平成22年5月以降に行われた資本金の額の変更、役員の変更及び発行株式総数に係る定款変更について、金融商品取引法に定める届出を一切行っていなかった。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令等を厳格に遵守することに加え、公益又は投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが強く求められている。
- 本件は、A氏及び販売グループにより、当社株式の一般顧客に対する売付けに関して何らかの極めて不適切な行為が行われていることを十分認識した後も、A氏らに対して自社の事務室等を使用させたほか、当該不適切な行為に関与し続けたものであり、金融商品取引業者の業務運営として極めて不適切である。
- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有するか否かは、金融商品取引業者が法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営を行う上で極めて重要な事項であり、投資者保護上問題が生ずることのないよう適切な人的構成を確保する必要がある。
- 登録申請書に記載された事項は、金融商品取引業者の実態を把握する上で監督行政上重要な情報であり、法令に定める事項について変更があった場合は、適正に届出を行う必要がある。

1. 証券会社

- ① 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況

【事実関係等】

- 当社常務執行役員金利商品本部長（当時。以下「A本部長」という。）は、遅くとも平成22年4月頃から、TIBORのレートを呈示するグループ銀行の職員に対し、また、金利商品本部円金利トレーダー（当時。以下「Bトレーダー」という。）は、当社に入社した平成21年12月から、TIBORのレートを呈示する他の銀行の職員（又は、そのグループ証券会社の職員）に対し、A本部長及びBトレーダーが行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるようTIBORを変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。
- 金利商品本部の営業責任者でもある当社代表取締役社長は、上記行為を認識していながら、これを看過し、また、当社としても適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な問題が認められた。

【留意点】

- 本件働きかけは、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質な行為である。
- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令や業務上の諸規則を厳格に遵守することに加え、公益及び投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められている。
- また、健全かつ適切な業務運営を確保するため、実効性のある内部管理態勢の構築が必要である。

② 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等

【事実関係等】

○ 当社は、純財産額の大半を占める4,000万円を、平成23年4月12日（以下「計上日」という。）以降、現金勘定に計上しており、計上日から代表取締役が交代した同年7月15日までは前代表取締役（以下「前社長」という。）が、同日以降は現代表取締役（以下「現社長」という。）が現金で保管しているとしていた。

しかしながら、当社においては、計上日以降、当該4,000万円の実査を行っておらず、現社長は就任時に前社長から4,000万円を引き継いでいないとしているなど、遅くとも現社長の就任時以降、当社の現金勘定に計上されている4,000万円は存在しなかったものと認められる。

したがって、遅くとも平成23年7月15日から検査基準日（平成23年9月16日）現在まで、当社の純財産額は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4第1項第5号口に基づく金融商品取引法施行令第15条の9第1項に定める額（5,000万円）に満たない額となっており、自己資本規制比率についても100%を著しく下回る状況となっている。

しかしながら、当社は、4,000万円が現金で当社の資産として存在するとして算出した虚偽の自己資本規制比率又は純財産額を金商法第46条の6第1項に定める月末の届出及び第56条の2第1項に基づくモニタリング調査において報告している。このため、当社は、同法第46条の6第1項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第179条第1項第1号（自己資本規制比率が140%を下回った場合）及び同法第50条第1項第8号に基づく同府令第199条第11号イ（純財産額が5,000万円に満たなくなった場合）に定める届出を行っていなかった。

【留意点】

○ 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営及び財務の健全性確保に努めることが求められている。

○ 第一種金融商品取引業者については、財務の健全性を保ち、投資者保護に万全を期すために、適切な純財産額及び自己資本規制比率を維持することが必要である。

そのためには、会社の財産を適切に管理し、自社の財務の状況を正確に把握するための態勢整備が不可欠である。

更に、純財産額及び自己資本規制比率が法令に定められた基準を下回った場合には、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出るほか、経営改善への取組みを行うなどの対応が必要である。

2. 投資助言・代理業者

① 検査忌避

【事実関係等】

- 検査官が、検査のため、当社に臨店し、当社社長に対し、検査実施の説明を行ったところ、社長は、外出中の職員を含め職員全員の同意が得られるまで当社の執務を行っている事務室（以下、単に「事務室」という。）への立入りはさせられないとして、事務室への立入りを拒否した。同日中、検査官は、再三にわたり、社長に対し、事務室への立入りを要求したが、社長は、事務室への立入りを拒否し続けた。

このように、当社は、臨店初日に正当な理由なく、事務室への立入りを拒否し、もって、検査を拒んだものである。

なお、翌日以降検査が開始されたものの、検査官が、社長に対し、投資顧問契約の勧誘の実態把握のヒアリングのため全職員の出社を要請したが、職員は出社せず、社長は、職員の連絡先は管理していないとしており、職員に対するヒアリングを実施することができなかった。

【留意点】

- 当社は、再三にわたる検査官の要求にもかかわらず、「職員全員の同意が得られるまで事務室への立入りはさせられない」として、正当な理由なく臨店検査初日の事務室への立入りを拒否したものであり、このような行為は、金融商品取引法第198条の6第11号に規定する検査を拒む行為に該当する。
- 本件は、登録業者に課されている検査受忍義務に背き、検査の円滑な執行を妨げる悪質な行為である。
- 今後も、検査において、このような行為が認められた場合には、本件同様、厳正に対処していく。

② 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為

【事実関係等】

- 当社職員は、平成22年11月ころ以降、顧客に対し、「外貨の投資」、「外国会社への投資」等と称する投資話を持ち掛けて海外送金をさせるとともに、投資顧問契約の締結の手続をさせていた。

当該勧誘において、当社職員は、

- (1) 顧客に対し、上記投資話について「必ず儲かるからやりませんか。」「今であれば安くドルが買えて、半年の契約で必ず上がります。」などと著しく利益を強調した投資勧誘をし、これに応じるとした顧客に、当該投資を行う条件として投資顧問契約の締結が必要であるとの根拠のない説明をし、あるいは、
- (2) 当該投資の手数料、紹介料等として当社に10万円を支払う必要があるとの虚偽の説明をし、投資顧問契約の締結の手続をさせて報酬10万円を支払わせていた。

【留意点】

- 当社職員による(1)(2)の勧誘行為は、投資顧問契約ないし10万円の支払の必要性及び趣旨について、顧客を著しく誤認させるものであって、投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為と認められる。
- 実際にも、当該顧客らは、当社からの投資助言を受けておらず、投資顧問契約についてはよく理解していない顧客も複数存在しており、本件は、偽計を用いて顧客を不当に契約に誘引する公益及び投資者保護上極めて悪質な行為であるとともに、金融商品取引業者の信頼を著しく損なう不当な行為である。
- 今後も、検査において、このような事例が認められた場合には、本件同様、厳正に対処していく。

1. 証券会社

○ 業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

- 当社は、一部の支払未済の経費等について、当該経費等を計上すれば、純財産額及び自己資本規制比率の法定の水準を維持できないことは明白であったことから、当該経費等を簿外にすることで、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し、関東財務局長あてに届け出るとともに、虚偽の自己資本規制比率が記載された書面を公衆の縦覧に供していた。
- 当社の内部管理態勢について、以下のとおり問題が認められた。
 - (1) 当社は、社長をはじめ会社の運営を取り仕切る常勤役員が当社に不在の状況が続いており、金融商品取引業者として法令等を遵守し、的確な業務運営を行える態勢にはない状況が認められた。
 - (2) 当社は、合同会社2社の社員権の販売について、両合同会社の営業員により当社の社名入りの封筒を用いて営業が行われ、また、当社名義の口座を顧客からの入金先として使用されていたとして、関東財務局長あてに報告をしているが、今回検査において、当社社長等からヒアリングを行ったところ、当社名義の口座の管理状況、当社の名義を用いた合同会社における営業状況等についての詳細な説明ができない状況が認められた。

また、社長は、当社の財産状況に照らして多額と認められる資金の動きについて全く把握しておらず、当社役員による業務管理が機能していない状況が認められた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営及び財務の健全性確保に努めることが求められている。
- 第一種金融商品取引業者については、財務の健全性を保ち、投資者保護に万全を期すために、適切な自己資本規制比率を維持することが必要である。

また、自己資本規制比率が法令に定められた基準を下回った場合には、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出るほか、経営改善への取組みを行うなどの対応が必要である。
- 本件は、純財産額及び自己資本規制比率について、法定の基準を下回っている状況を隠す目的で、不適切な会計処理を行っており、悪質な行為である。更に、社長を含む常勤役員が長期にわたり不在であり、また、役員による業務管理が機能していないなど、金融商品取引業者としての適切な内部管理態勢が実質的に機能していない状況は、業務運営上重大な問題があると認められる。
- 今後、本件のように、法令等遵守意識の欠如等により、第一種金融商品取引業者として遵守すべき基本的な事項が適切に履行されていない状況が検査で認められた場合には、本件同様、厳正に対処していく。

2. 集団投資スキームを取り扱う適格機関投資家等特例業務届出者

○ 契約締結・勧誘に関する虚偽告知

【事実関係等】

- 当社が適格機関投資家等特例業務として顧客と匿名組合契約を締結する方法により行っている集団投資スキーム持分の私募及び運用について検証したところ、以下のとおり、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。
 - (1) 当社は、収入を得られるような事業を行っておらず、出資金の一部を運転資金等に使用せざるを得ない状況にあったにもかかわらず、出資金を運転資金等として使用しない旨を顧客に配布した資料に記載することにより、虚偽の告知をし、実際に出資金の一部を従業員の給与等の運転資金等の支払いに充てた。
 - (2) 当社は、A社が運営するFX取引のシステムトレードで出資金の一部を運用することとしていたが、運用実績が悪いこと等からシステムトレードでの運用を断念していたにもかかわらず、システムトレードの長所を顧客にアピールする等、システムトレードで運用する旨を勧誘資料に記載するなど、虚偽の告知をした。
 - (3) 当社は、当社が取得勧誘している集団投資スキーム持分が、運用実績によっては損失を生ずる可能性があるにもかかわらず、銀行の定期預金と同様であるなど、元本が毀損するリスクのない金融商品であるかのように、虚偽の告知をした。

【留意点】

- 適格機関投資家等特例業務を行う事業者が、金融商品取引契約の締結及び勧誘を行う際に、取引の内容（報酬、基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等）について、虚偽の表示・説明をすることは法令上禁止されている。
- 本件は、当社の顧客に対して虚偽の告知を行うことにより、顧客の投資判断に多大な影響を与えるものと認められ、投資者保護上、悪質な行為である。
- 適格機関投資家等特例業務を行う事業者が、特例業務を行うに当たっては、投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営に努めることが求められている。

3. 投資運用業者

○ 純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額に満たない状況

【事実関係等】

- 純財産額が50百万円を下回る状況
当社資産の大半をA社に対する貸付金が占めており、当該貸付金の元金及び利息は、返済期限を超えても全く返済されていないにもかかわらず、当社は、A社に対する返済能力の確認や返済の督促等を行っていなかった。
今回の検査期間中、当社が、当該貸付金に係る契約締結当時のA社社長で連帯保証人となっているB氏と面会し、A社が多額の負債を抱え、事務所もなく休眠状態であること及びB氏による担保提供や一部返済等も困難であることを確認した。
上記のとおり、当該契約に係る元金及び利息の回収が極めて困難な状況にあることから、当該貸付金の元金及び利息を当社の資産から控除して計算すると、平成23年3月末現在、当社の純財産額は最低純財産額を下回っている。

なお、当社の社長は、平成20年10月頃から常勤しておらず、他の非常勤の役員と同様、現状は2か月に1回開催される取締役会に出席するのみであった。また、コンプライアンス室長を兼務している非常勤の取締役は、実質的なコンプライアンス業務を行っていない状況であり、そのような状況の下、当社では、使用人2名が実質的な業務運営を行っていたが、最低純財産額を下回る状況が発覚することを回避するために、上記貸付金の返済期限を改ざんしようとしていたなど、極めて不適切な行為が認められた。

【留意点】

- 金融商品取引法上、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者に対しては、政令で定める金額以上の純財産額を保つことを求めており、純財産額が政令で定める金額に満たないこととなった場合、登録取消し及び業務停止の事由となる。
純財産額に係る規制は、公益及び投資者保護の観点から、経営の安全性及び財務の健全性確保のため設けられているものであり、登録後においても常に遵守することが求められていることに留意が必要である。
- 純財産額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に計算する必要がある。最低純財産額(50百万円)を下回った場合には、金融商品取引法の規定に基づき、遅滞なく届出を行う必要がある。
- 金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。また、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。



- 第二種金融商品取引業者
- 顧客に対し特別の利益の提供を約する行為

【事実関係等】

- 当社は、遅くとも平成22年10月以降、集団投資スキーム持分(以下「ファンド」という。)の私募の取扱いに関して、顧客に対し、自ら又は第三者を名乗る者をして「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、保有している未公開株を買い取る。」あるいは「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、後日、10倍の値段で買い戻す。」といった通常のサービスと考えられる以上の特別の利益の提供を約して、ファンドの取得勧誘を行っていたことが認められた。

【留意点】

- ファンドの取得勧誘において、「未公開株の買取り」や「ファンドを高値で買い戻す」ことを顧客に提示する行為は、通常のサービスを超えていることは明らかであり、「特別の利益」の提供に当たると認められる。
- 実際に、「保有する未公開株を買い取る。」と言われ出資を行ったとする顧客は、ファンド自体の商品性の説明を受けることなく出資を決めたとしており、当該条件の提示が顧客の出資の判断に与えた影響は大きく、投資者保護上、重大かつ悪質な行為である。
- 今後、本件のような事例が検査で認められた場合には、本件同様、厳正に対処していく。